

# 平成29年7月12日 北海道運輸局法令試験問題

(指定地域・札幌交通圏)

## 【注釈】

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

◆「個人タクシー事業」・・・一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）

◆「タクシー」・・・一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

＜第1問＞ 次の1～35の各文章について正しいものには○印を、誤っているものには×印を別紙の解答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。
2. 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗用旅客自動車運送事業」に該当します。
3. 道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請を、個人タクシー事業者は行うことができません。
4. 事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、道路運送法の規定により認可を受けたものとみなされます。
5. 事業者は、営業所の名称を変更したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければなりません。
6. 営業区域外で乗車した旅客であっても、着地が事業者の営業区域内であれば、道路運送法違反ではありません。
7. 個人タクシー事業者は、運行の管理を自ら行わなければなりません。運行管理者の資格を取得する必要はありません。
8. 個人タクシー事業者に限っては、その名義を他人に当該事業のため利用させてもよいこととされています。
9. 道路運送法の規定では、一般乗用旅客自動車運送事業者は事業に使用する自動車の外側に使用者の氏名、名称又は記号等を表示しなければなりません。個人タクシー事業者に限っては適用されません。

10. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等について記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。
11. 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡価格を記載する必要があります。
12. 一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合は、手続きが必要ですが、個人タクシー事業者の氏名又は住所に変更があった場合も手続きが必要です。
13. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全を図ることを目的の一つとしています。
14. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を2年間保存しなければなりません。
15. 個人タクシー車両には、運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければなりません。
16. 事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、旅客を保護する必要はありません。
17. 休憩又は仮眠した場合の地点及び日時は、乗務記録に記録しなければなりません。
18. タクシー運転者は、乗務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を乗務記録に記録しなければなりません。
19. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に自動車登録番号等を掲示しなければなりません。
21. タクシー乗務員は、旅客を運送中にタクシー車内で喫煙することはできません。
22. 地理不案内な場所を空車走行する場合、タクシー運転者には「回送板」の掲出が義務付けられています。

23. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしてはなりません。
24. 旅客自動車運送事業等報告規則の規定において、事業報告書及び輸送実績報告書には、それぞれ提出期限が定められています。
25. 事業報告書は、事業用自動車内に常に携帯しなければなりません。
26. 輸送実績報告書の事故件数は重大事故件数のみ記載することとなっています。
27. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書、輸送実績報告書を提出していなくても、個人タクシー事業の更新後の許可期限には影響しません。
28. 平成14年2月1日以降に個人タクシー事業の許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた事業者が許可期限を更新した場合、その許可期限日は、事業者の満75歳の誕生日以降の日となることはありません。
29. 個人タクシー事業の許可に付された期限が「更新申請」の手続きをしないで満了した場合は、許可の効力が失われタクシー事業を引き続き行うことができません。
30. タクシー業務適正化特別措置法の目的には、利用者の利便の確保に資することは含まれていません。
31. 道路運送車両法は、自動車の安全性の確保を目的の一つとしています。
32. 自動車の使用の本拠の位置に変更があった場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
33. 自動車の使用者は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように整備をする必要はありません。
34. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その点検整備の日から2年間と定められています。
35. タクシー事業者は、死亡者又は重傷者がある事故を発生させた場合、自動車事故報告規則の規定に基づき報告書の提出を行わなければなりません。

＜第2問＞ 次の法令の〔 〕にあてはまる語句を下欄のア～ソより選択し、別紙の解答欄にその「記号」を一つを記入して下さい。  
なお、記号を重複使用した場合は、無効（不正解）といたします。

【道路運送法施行規則】

（運送約款の記載事項）

第十二条 法第十一条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の〔 ① 〕
- 二 運賃及び料金の收受又は〔 ② 〕に関する事項
- 三 運送の〔 ③ 〕に関する事項
- 四 〔 ④ 〕の始期及び終期
- 五 免責に関する事項
- 六 〔 ⑤ 〕に関する事項
- 七 その他運送約款の内容として必要な事項

ア 種類	イ 引受け	ウ 損害賠償	エ 運送責任
オ 種別	カ 拒絶	キ 申込み	ク 安全
ケ 割引き	コ 目的	サ 払戻し	シ 旅客責任
ス 時間	セ 事業者責任	ソ 支払	

氏名 \_\_\_\_\_

平成29年7月12日実施 北海道運輸局（指定地域・札幌交通圏）

法令試験問題

解答用紙

第1問

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

第2問

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--